照 会 同 意 書

令和 年 月 日

東 大 阪 市 長

　　　　　　　　所在地：

　　　　　　　　法人名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞

介護保険法、老人福祉法、社会福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び生活保護法に規定する事業を運営している法人の役員及び当該事業に係る事業所又は施設を管理する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員及び東大阪市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを確認するため、以後下記に記載した項目について所轄の警察署長に照会することについて同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

【代表者を含む役員等名簿】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **（フリガナ）**  **氏　　　　　　　　名** | **生　年　月　日** | **住　所** | **性　別** | **印** |
| **役職名・呼称** |
|  | 年　　月　　日 |  | 男・女 |  |
|  |  |
|  | 年　　月　　日 |  | 男・女 |  |
|  |  |
|  | 年　　月　　日 |  | 男・女 |  |
|  |  |
|  | 年　　月　　日 |  | 男・女 |  |
|  |  |
|  | 年　　月　　日 |  | 男・女 |  |
|  |  |
|  | 年　　月　　日 |  | 男・女 |  |
|  |  |
|  | 年　　月　　日 |  | 男・女 |  |
|  |  |

備　考

１　この同意書は、法人単位での提出となります。複数の事業所又は施設を有する法人は、（別紙１）【事業所一覧】を添付してください。

２　申請日又は届出日時点の当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所又は施設を管理する者（以下「役員等」という。）について記入し、役員等本人が押印をしてください。

３　役員等が記入しきれない場合は、（別紙２）【代表者を含む役員等名簿】を添付してください。

４　これまで照会同意書に記入したことがある役員等については、再度記入の必要はありません。したがって、全員の役員等が、これまで照会同意書に記入したことがある場合は、照会同意書の提出は不要です。ただし、照会同意書は、法人単位での提出になりますので、他法人の役員を兼務している者が、その法人で既に照会同意書に記入をしたことがある場合でも、今回の法人において記入したことのない場合は、記入が必要です。

５　この名簿に記載された全ての個人情報は、東大阪市個人情報保護条例の規定に基づいて取り扱うものとし、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないことを確認する目的以外には使用しません。東大阪市がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

【参　考】

|  |
| --- |
| **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）**  第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)　（略）  (2)　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。  (3)～(5)　（略）  (6)　暴力団員　暴力団の構成員をいう。  (7)・(8)　（略）  **東大阪市暴力団排除条例（平成２４年東大阪市条例第２号）**  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (1)・(2) （略）  (3) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。  　(4)～(6) （略）  **東大阪市暴力団排除条例施行規則（平成２４年東大阪市規則第４０号）**  第３条　条例第２条第３号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者  (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をした者  (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者  (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  (5) 事業者で、次に掲げる者のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの  ア　事業者（法人である場合に限る。）の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者  (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |